

令和2年9月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時：令和2年9月8日（火）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

## 会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
  
- 4 議 題
  - ① 議案第1号 令和2年度教育委員会関係予算案（9月補正）について
  - ② 議案第2号 令和元年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について
  - ③ 議案第3号 四万十町窪川B&G海洋センター管理規則の一部を改正する規則について
  
- 5 協議事項
  
- 6 報告事項
  - ① 働き方改革について
  - ② 高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について
  - ③ 始業式の児童生徒の出席状況について
  
- 7 その他

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 石崎 豊史、 佐々倉 愛
事 務 局	浜田 章克、 林 瑞穂、 西谷 典生、 東 孝典、 中川 千穂

議案第1号

令和2年度教育委員会関係予算案（9月補正）について

令和2年度教育委員会関係予算案（9月補正）について、別添のとおり調整したので、委員会の意見を求める。

令和2年9月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

議案第 2 号

令和元年度四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価について

地方教育行政の組織と運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、令和元年度の四万十町教育委員会の行政の執行状況の点検・評価を、別添「四万十町教育委員会の自己点検・自己評価シート」のとおり行うことについて、委員会の意見を求める。

令和 2 年 9 月 8 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

## 議案第3号

### 四万十町窪川B&G海洋センター管理規則の一部を改正する規則について

四万十町窪川B&G海洋センター管理規則（平成18年四万十町教育委員会規則第37号）の一部を改正する規則を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和2年9月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

### 記

### 四万十町教育委員会規則第 号

四万十町窪川B&G海洋センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

四万十町教育長

### 四万十町窪川B&G海洋センター管理規則の一部を改正する規則

四万十町窪川B&G海洋センター管理規則（平成18年四万十町教育委員会規則第37号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（平成18年四万十町条例第184号）第17条」を「（平成20年四万十町条例第38号）第21条」に改める。

第2条を次のように改める。

（運営委員会）

第2条 海洋センターに運営委員会を置く。

2 運営委員会は、委員18人以内で組織する。

3 委員は、四万十町スポーツ推進委員に関する規則（平成18年四万十町規則第35号）第3条の規定により委嘱された委員（海洋センターの指定管理団体の役員及び職員を除く。）をもって充てる。

4 委員の任期は、2年とする。

5 運営委員会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

第 4 条中「次に掲げる」を「次の」に改め、同条第 1 号中「及び」を「又は」に改める。

第 5 条各号を次のように改める。

(1) 事故等やむを得ない事由により海洋センターの使用ができなくなったとき。

(2) その他前号と同等以上と認められる事情のあるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

四万十町窪川B & G 海洋センター管理規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>四万十町窪川B &amp; G 海洋センター管理規則 平成18年教育委員会規則第37号 (趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、四万十町窪川B &amp; G 海洋センター条例（平成20年四万十町条例第38号）第21条の規定に基づき、四万十町窪川B &amp; G 海洋センター（以下「海洋センター」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。 (運営委員会)</p> <p><b>第2条</b> 海洋センターに運営委員会を置く。</p> <p>2 運営委員会は、委員18人以内で組織する。</p> <p>3 委員は、四万十町スポーツ推進委員に関する規則（平成18年四万十町規則第35号）第3条の規定により委嘱された委員（海洋センターの指定管理団体の役員及び職員を除く。）をもって充てる。</p> <p>4 委員の任期は、2年とする。</p> <p>5 運営委員会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>(使用料の減免)</p>	<p>四万十町窪川B &amp; G 海洋センター管理規則 平成18年教育委員会規則第37号 (趣旨)</p> <p><b>第1条</b> この規則は、四万十町窪川B &amp; G 海洋センター条例（平成18年四万十町条例第184号）第17条の規定に基づき、四万十町窪川B &amp; G 海洋センター（以下「海洋センター」という。）の管理運営について必要な事項を定めるものとする。 (運営委員会)</p> <p><b>第2条</b> 海洋センターの運営に関し運営委員会を置き、運営委員を委嘱する。</p> <p>2 運営委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。</p> <p>3 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(使用料の減免)</p>

改正後	改正前
<p>第4条 条例第13条の規定により使用料を減免することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 町又は<u>教育委員会</u>が主催又は共催する事業であるとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第5条 条例第14条ただし書の規定により使用料を還付することができる特別の事情</p> <p>は、次の各号にいずれかに該当するるときとする。</p> <p>(1) <u>事故等やむを得ない事由により海洋センターの使用ができなくなつたとき。</u></p> <p>(2) <u>その他前号と同等以上と認められる事情のあるとき。</u></p>	<p>第4条 条例第13条の規定により使用料を減免することができる場合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 町及び<u>教育委員会</u>が主催又は共催する事業であるとき。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第5条 条例第14条ただし書の規定により使用料を還付することができる特別の事情</p> <p>は、次の各号にいずれかに該当するるときとする。</p> <p>(1) <u>転勤により町内に住所を有しなくなり、海洋センターの使用ができなくなつたとき。</u></p> <p>(2) <u>入院により海洋センターの使用ができなくなつたとき。</u></p> <p>(3) <u>その他前2号と同等以上と認められる事情のあるとき。</u></p>



